

## 鳴門市お試し滞在助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の人口増加を図るため、本市への定住及び移住（永住することを前提に、本市の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。以下「定住等」という。）を目的として住居又は仕事を探す活動、地域情報を収集する活動等を行う者に対し、宿泊費の一部を予算の範囲内で助成することについて、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

**第2条** 助成の対象となる者（同行者（小学生未満を除いた2人までの者）を含む。以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 助成対象者と生計を一にする世帯員全員が、現に市外に住所を有していること。
- (2) 市の移住相談窓口を通じて定住等を検討していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者と関係していないこと。

(助成金の交付対象施設)

**第3条** 鳴門市お試し滞在助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる宿泊施設（以下「対象施設」という。）は、市内で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による徳島県知事の許可を受けて同法第2条に規定する旅館業を営む宿泊施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める場合は、対象施設としない。

(助成金の交付対象活動)

**第4条** 助成対象者は、対象施設に宿泊し、次の各号いずれかに該当する活動（以下「対象活動」という。）を行わなければならない。

- (1) 本市への定住等を目的として、市内で住居又は仕事を探す活動
- (2) 本市への定住等を目的として、市内の地域情報を収集する活動
- (3) その他本市への定住等を目的とした活動で市長が特に認めるもの。

(助成金の額)

**第5条** 助成金の額は、3,000円に助成対象者が対象施設で宿泊した日数を乗じて得た額以内とする。

2 助成金の交付は、同一年度内において各助成対象者につき10泊分を限度とする。

(交付申請)

**第6条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳴門市お試し滞在助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に申請者及び同行者の生計を一にする世帯員全員の現住所を証する書面の写し及び宿泊を予定している対象施

設の宿泊料金総額を証する書面の写しを添えて、宿泊期間の初日の14日前までに市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

**第7条** 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ助成金の交付を決定し、鳴門市お試し滞在助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、対象活動が終了したときは、速やかに鳴門市お試し滞在助成活動報告書(様式第3号)及び宿泊証明書(様式第4号)に宿泊をした対象施設の領収書の写しを添えて提出しなければならない。ただし、宿泊証明書については、対象施設が発行する宿泊証明書をもって代えることができる。

(変更の承認の申請)

**第8条** 助成決定者は、申請書の内容を変更し、又は申請を取り下げる時は、鳴門市お試し滞在助成金変更(取下げ)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

**第9条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認を決定したときは、鳴門市お試し滞在助成金変更(取下げ)承認通知書(様式第6号)により、当該申請をした助成決定者に通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 条例第11条に規定する実績報告は、第7条第2項に規定する鳴門市お試し滞在助成制度活動報告書の提出をもって代えることができる。

(助成金の額の確定等)

**第11条** 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金の額を確定し、鳴門市お試し滞在助成金確定通知書(様式第7号)により当該実績報告を行った者へ通知するものとする。

2 前項に規定する確定の通知を受けた者は、鳴門市お試し滞在助成金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求書を提出した者に助成金を交付するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。